

閣僚会議等の議事の記録の作成に係る行政文書の管理
に関するガイドラインの一部改正について

平成 26 年 5 月 29 日
公文書管理課

- 閣議等の議事の記録の作成方針等を踏まえ、閣僚を構成員とする会議等についても議事の記録を作成するため、「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正を行う。

<内容>

- ・ 全ての閣僚会議等について、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成することを義務付ける等の改正を行う。

<手続>

- ・ 5 月 29 日の公文書管理委員会に報告後、意見公募手続を行い、6 月下旬の公文書管理委員会に再度報告の上、7 月 1 日の施行を予定。